

# 「知的財産（権）」という専門用語の定着 に至るまでの戦い



会員・日本弁理士政治連盟 副会長 松尾 憲一郎

## 要 約

2014年（平成26年）4月25日、弁理士法の一部改正案が成立し、弁理士法第1条に、いわゆる「弁理士の使命条項」が規定されました。

その規定中には、「知的財産に関する専門家として・・・」「知的財産権の適正な保護及び利用の促進・・・」というように「知的財産」、「知的財産権」という専門用語が明記されて名実共に「知的財産」、「知的財産権」が定着の日の目を見ることになりました。

この快挙は、日本弁理士会と日本弁理士政治連盟の長い熱い戦いの成果であり、産業構造審議会弁理士制度小委員会、特許庁をはじめとした各界のご理解、ご協力を頂いた賜物であります。

ここにその経緯を振り返りながら知的財産（権）の定着に至るまでの日本弁理士政治連盟の活動をご紹介します。

## 目次

- I. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以下、IT基本法という）の成立
- II. 小泉元首相の「知的財産立国宣言」
- III. 「知的財産戦略会議」の開催
- IV. 「知的財産戦略大綱」の決定
- V. 「知的財産基本法」の成立
- VI. 「知的財産戦略本部」の開催
- VII. 「知的財産推進計画」の策定・実施
- VIII. 「知的財産高等裁判所」の設置
- IX. 弁理士法の一部改正成立

## I. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以下、IT基本法という）の成立

- (1) 2000年（平成12年）当時、パソコンの普及率は急激に上昇して国民所帯の約半数を超えるまでになった。かかるパソコンの急激な普及と共に情報通信技術の活用にとまない社会経済構造は大きく変化し始めた。

特許庁でも電子出願システムがその10年前から導入され、2000年（平成12年）1月には四法、審判（査定系）のオンライン出願が開始された。

かかる状況に鑑み、国家的に高度情報通信ネットワーク社会の形成は、急務の施策となった。

ここにおいて平成12年12月6日法律第144号

に基づき、IT基本法が成立し、情報通信ネットワーク社会の形成政策を推進することになった。

IT基本法第19条においては高度情報通信ネットワーク社会形成の政策に当り、電子商取引等の促進のための必要な措置を講じなければならないと規定された。

- (2) 必要な措置の1つに「知的財産権の適正な保護及び利用」という文言が明記された。

このIT基本法において日本で初めて法規上「知的財産権」という用語が規定された。

弁理士業界を初めいわゆる工業所有権に携わっていた者にとっては、米国、欧州で普及していた「Industrial Property」のタームが法律用語として「知的財産権」という専門用語となった画期的な表現であった。

- (3) このように、IT基本法以降、技術主体と見られやすい工業所有権という用語に代わり、意匠・商標・著作権・不正競争防止法・ノウハウその他の知的産物に係る権益のすべてにつき「知的財産（権）」の用語が認識され、2002年（平成14年）7月3日の「知的財産戦略大綱」において「知的財産（権）」の用語に正式に改められた。

その後2002年（平成14年）12月に公布された「知的財産基本法」においては「知的財産（権）」

の用語が定義付けされた。

- (4) かかる IT 基本法の成立する前年（平成 11 年 9 月 30 日）には公明党において浜四津敏子議員を会長とした「知的財産制度に関する議員懇話会」が発足した。

既に、知的財産の重要性と今後の政策への反映を先取りした議員連盟のスタートであったと思われる。このような知的財産に対する政治的認識は、確実に IT 基本法の成立へとつながっていった。

日本弁理士政治連盟では、かかる公明党の懇話会に知的財産の重要性と弁理士の役割を少なからず伝達してきた。

## Ⅱ. 小泉元首相の「知的財産立国宣言」

- (1) 2002 年（平成 14 年）2 月 4 日、第 154 回国会において誕生間もない小泉内閣総理大臣は施政方針演説でいわゆる「知的財産立国宣言」を行った。

まさに、知的財産の画期的な役割表明であった。

この宣言は、知的財産権で武装した経済社会を目指すというもので、知的財産を戦略的に保護活用して我が国の産業の国際競争力を強化することを国家目標とすること、このために知的財産戦略会議を立ち上げて必要な政策を強力に推進することを宣言した。

- (2) 知的財産立国宣言に始まる日本の知的財産戦略の活動は、政府、省庁等の行政のみならず、政財界、民間団体をも巻き込んだプロパテント運動の起爆剤となった。

後述するように、この知的財産立国宣言を受けて同年 3 月に知的財産戦略会議が設置、検討されてその 4 か月後には「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想である「知的財産戦略大綱」がまとめられた。

これをもとにして、「知的財産基本法」の成立、政府に「知的財産戦略本部」の設置、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（通称「知的財産推進計画 2003」）の策定等が次々に進められていった。

- (3) このように、小泉元首相の「知的財産立国宣言」は、日本の知的財産戦略活動の幕開けとなった記念すべき事象であった。

ただ、「知的財産立国宣言」に至るまでに、既に知的財産戦略策定の地殻変動が水面下で確実に起きていた。

2001 年（平成 13 年）8 月には、特許庁長官を退官した荒井寿光氏を代表とした民間専門家組織の「知的財産国家戦略フォーラム」が立ち上がり、知的財産戦略を政策課題とすべき必要性が主張されていた。

かかる提言を初め種々の私設懇談会や研究会やワーキンググループ等における議論が「知的財産立国宣言」へと結びついていったのである。

## Ⅲ. 「知的財産戦略会議」の開催

- (1) 2002 年（平成 14 年）3 月 20 日には、「知的財産立国宣言」を受けて、知的財産戦略の早急なる樹立及びその推進を図るために「知的財産戦略会議」が開催された。

この会議は、内閣総理大臣、官房長官を初め各大臣により構成されると共に、会議メンバーの民間有識者（11 名）中には、日本弁理士会会長経験者も入っていた。

この会議は 2003 年（平成 15 年）1 月 16 日までの間に 8 回開催された。

その後、この「知的財産戦略会議」は、同年 3 月 19 日の第 1 回の「知的財産戦略本部」に受け継がれていった。

- (2) すなわち、2002 年（平成 14 年）12 月 4 日に公布された「知的財産基本法」の施行と相俟って、知的財産の創造・保護・活用に関する施策を集中的にかつ計画的に推進するために「知的財産戦略会議」から「知的財産戦略本部」が新たに設置された。

## Ⅳ. 「知的財産戦略大綱」の決定

- (1) 2002 年（平成 14 年）7 月 3 日に「知的財産立国」実現のための政府の基本的構想として「知的財産戦略大綱」が策定された。

これは、日本の国際的競争力を高め、経済、社会全体を活性化するために宣言された「知的財産立国」に向けた諸改革実行のためのものであった。

この大綱の趣旨は、知的財産の創造の推進と、知的財産の保護、活用により経済、社会の活性化

を目指すという具体的な改革工程を示すものであり、「知的財産立国」実現の道筋を明確にし、政府の決意を表明したものであった。

政府は、この大綱に基づき2005年（平成17年）度までに知的財産に関わる制度等の改革を実施することを表明した。

(2) 大綱の内容は、大まかに言えば基本的方向と具体的行動計画よりなる。

- ・基本的方向においては、  
大学や企業等の創造戦略、迅速な特許審査、審判や水際における保護戦略、大学公的研究機関等における知的財産の活用戦略等が掲げられた。
- ・具体的行動計画においては、  
基本的方向を実行するための行動計画が具体的に掲げられた。

重要なことは、この大綱を実施するための国家目標として、「知的財産戦略本部」や「知的財産推進計画」等を内容とする「知的財産基本法」が2003年（平成15年）の通常国会までに提出されるということが明記されたことであった。

その後着実にこれらの国家目標は実践され現在に至っているのである。

(3) なお、この知的財産戦略大綱において従来使用されていた工業所有権は産業財産権に、また知的所有権は知的財産権に改められた。

## V. 「知的財産基本法」の成立

(1) このような「知的財産戦略大綱」の策定以前の2002年（平成14年）5月に「自由民主党」（自民党）知的財産関係合同会議（政務調査会経済産業部会知的財産小委員会〔小委員長として甘利明議員〕、司法制度調査会知的財産権の法的保護・特許裁判のあり方に関する小委員会〔小委員長として逢沢一郎議員〕や知的財産制度に関する議員連盟合同会議〔会長として甘利明議員〕が知的財産立国宣言に基づく知的財産基本法の制定を促していた。

また、同年6月に経団連では「知的財産戦略の考え方」を提言し、「知的財産の創造の推進」「知的財産の保護強化」「知的財産の活用の促進」「知的財産関連の人材の養成」について具体的な施策を提案した。

このようにして、2002年（平成14年）11月には、政府の決意表明たる「知的財産戦略大綱」に基づき、「知的財産基本法」が成立し、翌月公布され、2003年（平成15年）3月から施行された。

(2) この基本法では、「政府は知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置、その他の措置を講じなければならない」とされ、推進計画の実行のために法改正並びにその財政措置が担保された。すなわち、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画を作成することを定め知的財産戦略本部を設置して、知的財産に関する政策を集中的、計画的に推進する旨が明記された。

このように、基本的政策として各種の具体的な政策、措置を取ることが国に義務付けられたのである。

この基本法が施行されたことにより、知的財産の創造、保護、活用に関する政策を集中的にかつ計画的に推進するために「知的財産戦略本部」が設置されることになる。

## VI. 「知的財産戦略本部」の開催

(1) 知的財産基本法が2003年（平成15年）3月に施行されたことにより、知的財産の創造・保護・活用に関する施策を集中的に、かつ計画的に推進するために2003年（平成15年）3月1日には知的財産戦略本部が設置された。

すなわち、内外の社会経済情勢の変化にともない、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するために知的財産戦略本部が設置された。

実質的には2002年（平成14年）3月20日から8回開催された知的財産戦略会議を受け継いでその後継として戦略本部が設置されたのである。

(2) これは、内閣総理大臣を本部長とし、官房長官、科学技術政策担当大臣、経済産業大臣、文部科学大臣を副本部長とし、本部長はその他のすべての国務大臣と知的財産政策の民間有識者（10名）から構成された。

民間有識者中には、当時中山信弘氏（元東京大学法学部教授）や久保利英明氏（元日弁連副会長）

や御手洗富士夫氏（元キャノン株式会社代表取締役社長）等と共に元日本弁理士会会長の下坂スミ子弁理士も名を連ね、2003年（平成15年）3月19日の第1回会合から始まりその後毎年数回の会合が継続して開催され今日に至っている。

そして、知的財産戦略大綱の内容を実現するために「知的財産推進計画2003」の策定が行われ、推進計画の担当省庁と推進期限が明示されながら改革が進められた。

その後多くの制度改革、環境整備、運用改善が急激に進み推進計画2004～2014へとつながっていく。

## Ⅶ. 「知的財産推進計画」の策定・実施

(1) 2002年（平成14年）2月の小泉元首相の「知的財産立国宣言」が日本のプロパテント運動を国家的事業として唱えたこととともない、同年7月に知的財産戦略大綱が策定され、同年11月に知的財産基本法が成立し、2003年（平成15年）3月に知的財産基本法の施行等が行われ、その結果、知的財産戦略本部が設置され、これに続いて、同年7月には知的財産推進計画2003が策定、実施されてきたという経緯については既に述べたとおりである。

その後、この知的財産推進計画は、毎年見直しが行われ、継続して今日に至っていることはご承知の通りである。

(2) 特に、知的財産戦略本部で策定された「知的財産推進計画2014」では知的財産戦略本部の設置から10年の節目を迎えたことを機に新たな目標を設定した。

すなわち、世界最先端の知的財産システムを構築することを目標とし、その為に

①他国から投資を呼び込める魅力ある知財システムの構築

②新興国のスタンダードとすること

③グローバル知財人材の継続的輩出

等の3点を目標設定した。

そして、今後10年の中長期の知的財産分野の政策課題と取組をまとめ、これを受けて知的財産戦略本部は2013年10月25日に委員会開催を決定し、目標設定に盛り込まれた政策のうち、特に重要な12項を抽出し、精力的に検証評価を行い、

今後の知的財産計画の策定に当たってもこの政策に対する推進は強力かつ着実に進められることになった。

## Ⅷ. 「知的財産高等裁判所」の設置

(1) 2002年（平成14年）7月3日に決定された「知的財産戦略大綱」においては、知的財産の保護強化施策の1つとして実質的な特許裁判所機能の創出などの課題が提示された。

これを受けて知的財産訴訟検討会や専門調査会において知的財産高等裁判所の創設について検討がなされ、2004年（平成16年）6月に知的財産高等裁判所設置法が制定された。

同法は、我が国の経済社会において知的財産の活用が進展するにともない、その保護に関して司法の果たすべき役割がより重要なものとなっているとの現状を踏まえて、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、これを専門的に取り扱う裁判所を設置し、裁判所の専門的処理態勢を一層充実させ、整備することを目標としている。こうして2005年（平成17年）4月1日に同法に基づき特別の支部として知的財産高等裁判所が東京高等裁判所に設置された。

(2) 知的財産高等裁判所は、全国すべての知的財産に関する限り全ての事件を取り扱うことができるとされ、その専門性を十分に発揮するため一定の司法行政事務について一定の司法行政事務を担うこととなった。

## Ⅸ. 弁理士法の一部改正成立

(1) 2014年（平成26年）4月25日に国会において弁理士法の一部改正案が可決、成立した。

この改正に基づき弁理士法第1条には、「弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする」と規定された。

この条文中には「知的財産」「知的財産権」の用語が明記され弁理士は知的財産に関する専門家として知的財産権の保護、利用の促進や制度運用等に寄与し最終目標として経済、産業発達に資する

ことを使命とすることが明文化された。

- (2) これに先立つ 1998 年（平成 10 年）12 月 10 日に、自由民主党においては「知的財産に関する議員連盟」（会長・与謝野馨議員，会長代理・保岡興治議員）を設立した。

この 6～7 年前より日本弁理士政治連盟では歴代の執行部が自由民主党に議員連盟設立を強く働きかけていたことの実績がここにおいてようやく実を結んだのである。

自由民主党の衆議院議員 75 名と参議院議員 16 名の構成の議員連盟となった。

そして、議員連盟の設立総会においては、特許庁からは伊佐山元長官，日本弁理士会及び日本弁理士政治連盟からは竹内三郎元弁理士会長を初めとして多数の関連者が出席した。

ここで、当時の司法制度調査会会長であった保岡興治議員が裁判所における知的財産部門の拡充と「司法制度審議会」設立を提示された。

かかる自由民主党の知的財産に関する動向は、その後の IT 基本法，知的財産立国宣言，知的財産基本法と続いて本年 4 月の弁理士法の一部改正の実現に至ったことは記憶に新しい。

- (3) また、6 年後の 2004 年（平成 16 年）3 月 18 日に自民党においては中川秀直議員を会長とする「弁理士制度の改革推進及び地方展開に関する議員連盟」が発足した。

既にこの時期より弁理士法の改正目標は議論されており、日本弁理士政治連盟では弁理士の将来像として弁理士の使命を明確化してこれを弁理士法に盛り込む運動が活発化しており、自民党の議員連盟発足はまさに日本弁理士政治連盟の活動の一環と軌を一にするものであった。

その後この議員連盟は「弁理士制度推進議員連盟」となって前述の「知的財産に関する議員連盟」

と共に今回の弁理士法の一部改正に大いに貢献していただいたことは記憶に新しい。

また、新しいところでは、平成 22 年 6 月 8 日には民主党において鹿野道彦議員を会長とする「弁理士制度の改革推進に関する議員連盟」が発足した。

この議員連盟においては、弁理士法の一部改正に際し日本弁理士政治連盟からの情報を十分に承知した上で知的財産制度の理解と弁理士職責の重要性に鑑みて大なる尽力を頂いた。

民主党の議員連盟は、現在「弁理士制度改革・知的財産制度改革推進議員連盟」となって弁理士制度のみならず、知的財産制度全般にわたった改革の推進をはかって頂いている。

- (4) 知的財産基本法第 2 条には、「知的財産」及び「知的財産権」が明確に定義されている。

このように知的財産立国に向けた基本的方向として知的財産基本法が制定され、基本法の内容として「知的財産戦略本部」・「知的財産推進計画」等の開催・策定が規定されたという経緯を考えると、知的財産基本法において「知的財産」「知的財産権」の用語が法整備され、弁理士法においては弁理士の使命条項が創設されたことと相俟って、弁理士は知的財産基本法の趣旨に則った行動をより強く求められることになった。

弁理士はこの使命条項の創設によってより重い社会的責任を付託されたこととなり、今後共一層の研鑽と努力を重ねて知的財産を「てこ」とした日本の経済及び産業の発展に貢献しなければならない。

以上  
(原稿受領 2014. 10. 1)